

行方市総合計画及び総合戦略策定支援業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

令和7年5月1日（木）

行方市
企画部政策秘書課

行方市総合計画及び総合戦略策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務及びプロポーザルの目的

「行方市総合戦略（改訂版）（以下「総合戦略」という。）」が、令和7年度に計画期間の最終年度を迎えることから、「総合戦略」の効果検証を行った上で、新たに「行方市総合計画」と「次期総合戦略」を一体的に策定する。

策定に当たっては、人口の現状と将来の展望を示した人口ビジョンの見直しと、国の新たな総合戦略である「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、デジタルの力を活用しつつ、本市の個性を生かしながら地域の課題解決や魅力向上に資する取組を推進するために目指すべき地域ビジョンを再構築するため、「行方市総合計画」と「総合戦略」を策定し、本市の市政運営の指針とする必要がある。

そこで、社会・経済状況や本市が抱える課題、「総合戦略」の分析・検証結果、市民からの幅広い意見やニーズを取り入れた一体的な「行方市総合計画」と「次期総合戦略」を新たに策定することとし、豊富な経験、高い専門知識を有し、効率的かつ効果的に策定を支援できる事業者に業務の一部を委託する。

この要領は、本業務の受託事業者を選定するに当たり、企画提案を広く募集し、業務遂行に最も適した事業者をプロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名：行方市総合計画及び総合戦略策定支援業務委託
- (2) 業務内容：別紙「行方市総合計画及び総合戦略策定支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間：契約締結日の翌日から令和8年3月31日
- (4) 契約上限額：11,641,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 日本国内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、必要に応じて本市に訪問可能であること。
- (2) 本業務の内容と同種の業務又は類似の業務の受託実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による、破産の申立てがされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがないこと。又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがないこと。ただし、会社更生法の規定による再生計画又

は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(6) 次の①から⑤のいずれにも該当しないこと。

- ① 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 国税及び地方税に滞納がないこと。

※ 連合体を構成してプロポーザルに参加しようとする場合は、構成しようとする全ての事業者が上記要件を満たしていること。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和7年5月7日（水）午後5時（必着）
- (2) 提出方法：別紙「プロポーザル質問書（様式第1号）」を使用し、電子メールにて提出すること。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。
※電子メール送信後、担当へ受信確認の電話連絡を行うこと。
なお、時間は午前9時から午後5時までとする。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）また、電子メール以外の方法で提出された質問に対しては、回答はしないものとする。
- (3) 提出先：行方市役所 企画部政策秘書課政策グループ
電子メール：seisaku01@city.namegata.lg.jp
- (4) 回答日：令和7年5月9日（金）
- (5) 回答方法：質問のあった事業者全てに対し一括して、電子メールにより回答する。

5 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類

- ①応募申出書 様式第2号
- ②会社概要 様式第3号
- ③業務実績 様式第4号
- ④業務実施体制 様式第5号
- ⑤担当者経歴 任意様式
- ⑥企画提案書 任意様式
- ⑦業務工程表 任意様式
- ⑧見積書 任意様式

⑨その他、応募事業者が必要と判断した資料等

(注) 用紙サイズはA4判（必要に応じてA3折込）で統一すること。

(注) 複数の事業者による連合体を構成して応募する場合

①応募申出書：代表事業者名で提出すること。

②会社概要：構成事業者全て

③業務実績：構成事業者全て

※その他提出書類は、各事業者の役割等が分かるよう記載すること。

(2) 提出部数：正本1部・副本9部

(注) 副本については、ヒアリング及びプレゼンテーションで審査に使用するものとし、審査の公平性を期するため、提案者名は弊社とすること。また、提案者を類推できるような記号やマークは書類に記載しないこと。

(3) 提出期限：令和7年5月13日（火）午後5時（必着）

(4) 提出場所：行方市役所 企画部政策秘書課政策グループ

(5) 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限内必着）

6 事業者の決定

提出書類により資格審査を行った後、ヒアリング形式によるプレゼンテーション審査を実施した上で決定する。

(1) 資格審査

書類提出後、内容が応募条件を満たしているかどうかの資格審査を行い、応募多数の場合は、審査の上、絞り込みを行う場合がある。

(2) プrezentation審査

詳細については、令和7年5月15日（木）に別途通知する。

①期日：令和7年5月19日（月）

②場所：行方市情報交流センター（行方市役所麻生庁舎敷地内）
茨城県行方市麻生 1561-9

③説明：提案内容の説明は20分以内とし、提案者に対する質問時間を10分程度設ける。なお、プレゼンテーションへの参加者は3名以内とする。

※大型モニターの使用可。ただし、パソコンは各自用意すること。

(3) プrezentation審査結果

令和7年5月21日（水）に書面により通知する。

7 審査方法及び審査基準

(1) 審査方針

委託事業者の選定は、審査会が提出された企画提案書の内容や、業務実績及び遂行能力等について、別に定める審査基準に基づき、総合的に評価して行う。

ただし、最高得点者の審査点数（各審査委員の平均点）が60点を下回る場合は、プロポーザルを最初から執り行うこととする。

なお、審査の公平性を期するため、書類の審査やヒアリング及びプレゼンテーションは事業者名を伏せて行うこととする。

(2) 審査項目及び基準

①業務経歴・業務実施体制

専門知識及び業務遂行能力に優れているか。

業務担当者の従事体制が十分に担保されているか。

本市の要請や協議に対して、柔軟に対応できる体制がとられているか。

業務遂行が円滑に行えるスケジュールであるか。

国又は地方公共団体における同種・類似業務の実績や内容はどうか。

本市の地域特性や課題等を熟知しているか。

②企画提案に対する評価

本業務の意図を的確に捉え、目的に沿った提案になっているか。

高度な調査分析・検証、課題改善提案力等を備えているか。

業務の提案内容が具体的であり、実現性の高いものであるか。

企画提案は明快で分かりやすく表現されているか。

プレゼンテーション・質疑応答は論理性があるか。

仕様書に基づいた内容になっているか。

業務に対する姿勢は意欲的であるか。

③見積額に対する評価

見積金額は、適正に算定されているか。

④その他の評価

業務遂行が可能な経営基盤を有しているか。

他の提案項目は期待できる内容か。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

①提出期限までに提出書類（企画提案書等）が提出されなかった場合

②見積書の金額が、「2. 委託業務概要・（4）契約上限額」を超過している場合

③虚偽の内容が記載されていた場合

④プレゼンテーションに遅刻・欠席をした場合

⑤その他、審査会において不適当と判断した場合

(4) その他

提案への応募が5者以上となる場合は、その提出書類を用いて1次審査を実施し、審査結果の上位4者に対し、ヒアリング形式によるプレゼンテ

ーション審査を実施する。

8 契約の締結

受託候補者決定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。この場合において、受託候補者として決定された者から見積書を徴収する。

ただし、候補者が辞退その他の理由で、契約に至らなかった場合は、次点者を契約協議相手方とする。

9 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (5) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 審査についての、異議申し立ては認めない。
- (7) 提出書類について、行方市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する。(受託候補者決定前において、当該決定に影響を及ぼすおそれがある情報については、決定後の開示とする。) ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上地位その他正当な利害を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当する場合は、あらかじめ文書により申し出ること。
- (8) 行方市が特に必要があると認めたときは、プレゼンテーション審査を変更、延期又は中止する場合がある。

10 日程

- (1) 公告 令和7年5月1日（木）
- (2) 質問書の提出期限 令和7年5月7日（水）午後5時
- (3) 質問回答 令和7年5月9日（金）
- (4) 企画提案書等の提出期限 令和7年5月13日（火）午後5時
- (5) プrezentation審査 令和7年5月19日（月）
- (6) 審査結果通知 令和7年5月21日（水）
- (7) 契約締結 令和7年5月下旬予定

11 担当部署（提出・問合せ先）

〒311-3892 茨城県行方市麻生 1561-9

茨城県行方市役所（麻生庁舎）

企画部 政策秘書課 政策グループ 担当 横山・関口

TEL：0299-72-0811 FAX：0299-72-2174

E-mail：seisaku01@city.namegata.lg.jp